

# 実務者養成施設（昼間コース）（夜間コース）校則

平成25年11月1日

規則第1号

## 目次

第1章	総則（第1条―第5条）
第2章	コース期間及び休業日（第6条―第7条）
第3章	入校、休校、復校、転入学、退校及び除籍
第4章	教育課程
第5章	修了の認定
第6章	費用
第7章	職員組織
第8章	雑則
附則	

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 実務者養成施設（以下「養成施設」という。）は、介護職員の質の向上とキャリアアップを目指す介護福祉士の、受験の要件とされている実務経験3年に加え実務者研修の受講が求められていることから、訪問介護員養成研修2級課程（相当資格）の実務経験者が、一部の通信教育を含めた通学により、地域で働きながら無理なく受講ができる場とすることを目的とする、また学びの場は個々のネットワークづくりに繋がるような支援を行う。

### （名称及び位置）

第2条 名称及び位置は次のとおりとする。

名称	実務者養成施設
実施主体	社会福祉法人 小田原福社会
位置	小田原市蓮正寺997-1

第3条 養成施設の課程、コース、修業年限、入校定員は、次のとおりとする。

課程	実務者研修
コース	<u>昼間コース</u> ・ <u>夜間コース</u>
修業年限	介護福祉士受験前6ヶ月以上
入校定員	1コース30名

### (在校年限)

第4条 介護福祉士の受験前の期間において数年をかけて無理なく学習する機会を創ることから、コースを横断して受講することを認めるため、在学年限は設けないこととする。

### (運営を行うための会議)

第5条 養成施設の運営に関することを審議するため、実務者養成施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 養成施設の教育の充実を図るため、次に掲げる会議を置く。

(1) 運営会議

(2) 職員・講師会議

3 既に学則で定められていない事項が発生した場合は都度、運営委員会で審議を行う。

## 第2章 コース期間及び休業日

### (コース期間)

第6条 コースは6ヶ月以上の期間を定める。

### (休校日)

第7条 休校日は、次のとおりとする。

(1) 各コースで定めた日

(2) 夏季休業日 8月10日から8月15日

(3) 冬季休業日 12月27日から1月4日

(4) その他、養成施設が定めた日

2 養成施設は、特に必要であると認めるときに、前項の規定にかかわらず、休校日を変更し、又は休校日であっても授業を行うことができる。

## 第3章 入校・退校及び除籍

### (入校の時期)

第8条 入学の時期は各コースの開講日とする。

### (入校の資格)

第9条 養成施設に入学できるものは次の者とする。

(1) 介護福祉士の受験資格を得ようとする者。

(2) 訪問介護員2級課程等の有資格者。

(3) 介護職員としてスキルアップを目指す者。

- (4) 義務教育を修了したもの、又は同等の者。
- (5) 住民票等で身分を証明できる者。
- (6) 通学が可能な者。

### (入校の出願)

第10条 養成施設に入校を出願する者は、指定期日までに、次に掲げる書類を養成施設に提出しなければならない。

- (1) 受講申込書 (様式第1号)
- (2) 受講票 (様式第2号)

### (入校の選抜、許可及び入校の手続き)

第11条 前9条、10条で入校の出願をしたもののうち、養成施設が入学を許可したのに対し、入校決定通知を発行する。

- 2 入校希望者が入校定員数を上回った場合は、先着順に許可とする。
- 3 養成施設は、許可にならないものに対し速やかに入校不決定通知を発行する。
- 4 通知を受け取ったものは、期日までに次の手続きを行わなければならない。
  - (1) 誓約書 (様式第3号) の提出
  - (2) 公に身元確認ができるものの写 (運転免許証・保険証・住民票など) の提出
  - (3) 既に実務者研修の免除対象単位を取得しているものは、免除対象となる資格証または修了証の写を各々1部の提出
  - (4) 受講料の振込確認書 (様式6号)

### (退校)

第12条 退学しようとするときは、退校願い (様式第4号) を、養成施設長宛に提出し、その許可を受けなければならない。

### (養成施設が命ずる退学)

第13条 養成施設長は、次の号のいずれかに該当する者に対し、運営委員会の議を経て退校を命ずることができる。

- (1) 養成施設の秩序を乱し、他の受講生の利益を脅かす者。
- (2) 受講料を納期までに納付せず、かつ、督促をしても納付しなかった者。
- (3) その他受講生の本文に反した者。

### (除籍)

第14条 養成施設長は、次のいずれかに該当する者を、運営委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者。
- (2) 行方不明の届出のあった者。
- (3) 養成施設と理由もなく長期間連絡が取れない者。

## 第4章 教育課程

### (教育内容、授業科目及び時間数)

第15条 養成施設における教育内容、授業科目及び時間数は、別表のとおりとする。

### (通学科目の指導方法)

第16条 講義、演習、実技、とする。

### (通信科目の指導方法)

- 第17条 期限までに、科目毎のレポート及び小テストを提出すること。
- 2 養成施設は提出のレポートの1回以上の添削指導をおこない返送する。
  - 3 小テストについては採点を行い、模範解答を付けて返送する。
  - 4 養成施設は受講者からの質問等にホームページ及び通学時で受け付け、学習の支援を行う。

## 第5章 修了の認定

### (修了に必要な受講時間数)

第18条 修了に必要な受講時間数は、厚生労働省が定めた実務者研修の時間数以上を満たすものと定める。

2 修了に必要な時間数を、他の研修で受講したものは（読み替え可能な研修に限る）読替えを希望する申請をする。**(様式5号)**

### (修了に必要な習得度の評価)

第19条 養成施設長は、各科目毎に次の方法で習得度の評価を行う。

- (1) レポート
- (2) 小テスト
- (3) 演習
- (4) その他

2 評価を行う際、達成評価基準を満たしていないと判断される場合には、課

題の再提出及び再評価等を行う。

3 評価基準は習得度の高い順に A・B・C・D の 4 区分で評価し、C 以上の受講者を評価基準を満たしたものと認定する。

評価基準（100点を満点評価とする）

A=90点以上    B=80～89点    C=70～79点    D=70点未満

#### （課程修了の認定方法）

第20条 全通学科目出席し演習等に参加をする。又、通信科目の評価基準を満たした者を課程の修了とする。

### 第6章 費用

#### （受講料）

第21条 開講日まで養成施設規定の受講料及び費用の振り込みを済ませる。

2 振込完了後の受領書のコピーを様式6号に添付して養成施設に提出をする。

#### （退学の場合の受講料の扱い）

第22条 退学の場合には、いかなる理由においても受講料の返金はしない。

### 第7章 職員組織

#### （職員配置）

第23条 養成施設には、養成施設長、専任教員、介護課程Ⅲを担当する教員、医療的ケアを担当する教員、その他の教員、事務担当を配置する。

### 第8章 雑則

#### （その他）

第24条 この校則に関して必要な事項は、運営委員会が別に定める。

### 附則

（施行期間） この校則は平成25年11月1日から施行する。